



藍原 章 議員

再診料や交通費を節約できる「リフィル処方箋」の周知について

問

リフィル処方箋について市の広報やホームページで周知し市民の医療費抑制につなげてはどうか

答

被保険者の利用につながるよう、今後も周知に努めてまいります

答 民生生活部長

リフィル処方箋につきましても、症状が安定している患者で一定の要件を満たした場合に、医師が定めた期間内に最大3回までは、診察を受けて処方してもらったことができない処方箋で、令和4年度に導入された仕組みです。

このリフィル処方箋の利用が広がることにより、受診の回数や通院時間、診察の待ち時間を減らすことができ、診療費用の軽減にもつながることに加え、医療給付費全体の

抑制にもつながり、保険財政の安定化に貢献するものと認識しています。

なお、こうした仕組みは、被保険者の皆様がご存じでないければ利用につながらないことから、国民健康保険におきましても、ホームページでの周知をはじめ、医療費通知や資格の年度更新などの機会に、チラシを同封し利用啓発に努めているところであり、今後も引き続き、周知に努めたいと考えています。



その他の質問

不登校児童生徒の学習成果を成績評価に反映させるために

リフィル処方箋とは、医師が定めた期間内に最大3回まで繰り返し使用可能な処方箋である。リフィル処方箋を使用すると、診察を1回受けて1通の処方箋を発行してもらうだけで、一定期間で最大3回まで繰り返し薬を受け取ることができる。そのため、再診料や処方箋料をはじめ、病院へ通う交通費や時間なども節約できる。発行してもらうには

- ① 症状が安定している
- ② 同じ薬を継続的に服用している

③ 担当の医師がリフィル処方箋の発行を許可しているなどの条件を満たすことが必要である。症状が安定している、同じ薬を継続して服用しているという人は、リフィル処方箋の発行を医師に相談してはどうか。

問

再診料や交通費を節約できる「リフィル処方箋」を周知してはどうか。

